

(第19期)

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

旭化成ホームズフィナンシャル株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(32,588)	(負 債 の 部)	(26,634)
流 動 資 産	32,283	流 動 負 債	26,634
現 金 及 び 預 金	95	短 期 借 入 金	25,000
売 掛 金	162	未 払 金	124
営 業 貸 付 金	9,798	未 払 費 用	225
短 期 貸 付 金	3,922	未 払 住 民 税 及 び 事 業 税	32
前 払 費 用	2	預 り 金	1,235
未 収 入 金	1,445	未 払 消 費 税 等	18
未 収 営 業 貸 付 金 利 息	17		
信 託 受 益 権	16,973		
立 替 金	1		
貯 蔵 品	0		
貸 倒 引 当 金	△131		
固 定 資 産	304	(純 資 産 の 部)	(5,953)
有 形 固 定 資 産	21	株 主 資 本	5,953
建 物 附 属 設 備	14	資 本 金	1,000
器 具 備 品	6		
建 設 仮 勘 定	1	利 益 剰 余 金	4,953
無 形 固 定 資 産	117	利 益 準 備 金	83
ソ フ ト ウ ェ ア	117	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,871
投 資 そ の 他 の 資 産	166	繰 越 利 益 剰 余 金	4,871
長 期 前 払 費 用	1		
投 資 有 価 証 券	81		
繰 延 税 金 資 産	82		
差 入 保 証 金	2		
貸 倒 懸 念 債 権	4		
貸 倒 引 当 金	△4		
資 産 合 計	32,588	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,588

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(第19期)

損 益 計 算 書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

旭化成ホームズフィナンシャル株式会社

科 目	金 額
	百万円
営 業 収 益	2,394
営 業 貸 付 金 利 息	124
役 務 取 引 収 益	784
保 険 代 理 店 収 入	1,164
そ の 他 営 業 収 益	323
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,882
金 融 費 用	1
営 業 利 益	511
営 業 外 収 益	9
受 取 配 当 金	3
雑 収 益	6
営 業 外 費 用	1
雑 損 失	1
経 常 利 益	519
特 別 損 失	3
固 定 資 産 廃 棄 損	3
税 引 前 当 期 純 利 益	516
法人税、住民税及び事業税	158
法 人 税 等 調 整 額	7
当 期 純 利 益	352

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(第19期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) デリバティブ
時価法
- (2) 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等・・・・・・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定額法
- (2) 無形固定資産
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金・・・・・・営業貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上している。
 - ① 一般債権は、貸倒実績率によっている。
 - ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっている。

4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 住宅ローン貸付業
当社は契約者のニーズに応じて住宅ローンの貸付を行う義務を負っている。当該履行義務は、当社から金銭消費貸借契約に基づく融資を実行した時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、融資金額に対し一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上している。
取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいない。
- (2) 保険代理業
当社は契約者のニーズに応じて保険会社に対し保険契約の取次ぎを行う義務を負っている。当該履行義務は、保険契約の取次ぎ後保険会社はそのサービスを検収し、当該サービスの支配を獲得した時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上している。
取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としている。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号）を適用する予定である。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしている。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っているが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はない。また、当事業年度の損益に与える影響もない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額 32百万円
- 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - ・関係会社に対する短期金銭債権 3,922百万円
 - ・関係会社に対する短期金銭債務 25,155百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
 - 営業取引による取引高
 - 売上高 10百万円
 - 金融費用 1百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 20,000株
- 2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項なし。
- 3. 当該事業年度の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項
該当事項なし。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金については、親会社である旭化成株式会社、旭化成ホームズ株式会社からの借入で調達している。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

信託受益権は、顧客の信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクに晒されている。

営業貸付金は、顧客の信用リスク、金利変動リスクに晒されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、債権管理グループが回収懸念の早期把握と信用情報のモニタリングによるリスク管理をおこなっている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。

現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略している。

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 売掛金	162	162	—
(2) 短期貸付金	3,922	3,922	—
(3) 信託受益権	16,973		
貸倒引当金	△ 109		
	16,864	16,669	△ 195
(4) 未収入金	1,445	1,445	—
(5) 未収営業貸付金利息	17	17	—
(6) 営業貸付金	9,798		
貸倒引当金	△ 22		
	9,776	9,776	—
(7) 差入保証金	2	2	—
(8) 貸倒懸念債権	4		
貸倒引当金	△ 4		
	—	—	—
(9) 短期借入金	(25,000)	(25,000)	—
(10) 未払金	(124)	(124)	—
(11) 未払費用	(225)	(225)	—
(12) 未払住民税及び事業税	(32)	(32)	—
(13) 預り金	(1,235)	(1,235)	—
(14) 未払消費税等	(18)	(18)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 売掛金、(2) 短期貸付金、(4) 未収入金、(5) 未収営業貸付金利息、並びに(7) 差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 信託受益権の時価は、将来キャッシュフローの見積りを現在価値に割り引く方法により算出している。

(6) 営業貸付金は、短期間で回収されるつなぎ融資及び証券化予定債権のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

営業貸付金の貸借対照表計上額には、証券化対象外の貸付金(貸借対照表計上額291百万円)を含めて表示している。

(8) 貸倒懸念債権は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払費用、(12) 未払住民税及び事業税、(13) 預り金、並びに(14) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額81百万円)は、市場価格がないため注記していない。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	当該関連当事者の議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	旭化成株式会社	被所有 間接 100%	当社の経営管理	利息の受取 (注1)	3	短期貸付金	3,922
				資金の貸付 (注1)	-4,369		
	旭化成ホームズ株式会社	被所有 直接 100%	当社の経営管理	利息の支払 (注2)	0	短期借入金	25,000
				商品企画の対価 (注3)	0	—	—

兄弟会社等

種類	会社等の名称	当該関連当事者の議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	旭化成不動産レジデンス株式会社	—	当社の経営管理	商品企画の対価 (注3)	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入については、親会社のグループファイナンスに基づくものであり、貸付及び借入利率は市場金利を勘案し決定している。

なお、取引金額には、貸付金及び借入金における期首と期末の差額を記載している。

(注2) 取引金額は借入金に対する支払利息であり、利率は市場金利を勘案し決定している。

(注3) 取引金額は契約に基づく受取額であり、消費税等を含めていない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	297,662円98銭
1株当たり当期純利益金額	17,578円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。